資料1－1

復興庁
Reconstruction Agency

復興庁男女共同参画班の取組

平成27年7月10日（金）

復興庁男女共同参画班
石原　浩樹

復興庁男女共同参画班の概要

法的・政策的位置づけ

○東日本大震災復興基本法（関連部分を抜粋）

（基本理念）

第二条　東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

二　国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

○東日本大震災からの復興の基本方針（主要なもののみ抜粋）

1　基本的考え方

（ix）男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

7　復興支援の体制等

（1）復興対策本部・現地対策本部の役割

（iii）「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

復興庁男女共同参画班の概要

活動内容

○　男女共同参画の視点をもって行われている東日本大震災に係る復興活動に関する事例の収集・とりまとめ・公表

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～

○　東日本大震災に係る復興活動への男女共同参画の視点の浸透

ワークショップでの講師等

事例の収集・とりまとめ・公表

○　平成24年11月から、「女性が中心となって行われている取組」、「取組を行っている女性を支援する取組」など、東日本大震災に係る復興活動に関する事例を、実際に現地に足を運んで取材し、取りまとめ、公表

○　平成27年3月末時点で「第8版」をとりまとめ。掲載事例数は、合計81事例

○　現在も継続して事例の収集中

○　事例集は、復興庁ホームページで公開中

（http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-16/20130626164021.html）

復興活動への男女共同参画の視点の浸透

○　復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解していただくための活動を実施

○　パネルディスカッション・シンポジウムの開催、ワークショップの開催、研修会の講師、ポスター展示など、ニーズと目的に応じて、被災地の自治体等をサポート